

147 穂積陳重他六名から東京大学法学部中に別課設立の建議
に付伺
〔明治十六年六月二十三日〕

(欄外注記2)
(朱書)
〔甲第四百六十六号〕

(欄外注記1)

割印

割印

先般穂積陳重外六名ヨリ建議致シ候本学法学部中ニ別課設立之儀篤ト熟考候処抑モ本邦於テハ中古以降法律学等ハ久シク廢滅ニ帰シ候処維新之後明治六年旧開成学校中始メテ法学科ノ設置アリシ以来漸次其課程之進歩ヲ致シ竟ニ現今之法学部ト相成候儀ニ有之候得共当初ヨリ目今ニ到ルマテニ卒業セシ者総計僅カニ三十七人ニ有之且又方今民間ニ於テモ私立法律専門学校頻リニ興リ其生徒ヲ養成スル不尠候得共多クハ学課最モ低度ニシテ教科未タ其宜敷ヲ得タリトハ難申随而完全之法学者ヲ得ル之場

合ニ至リ不申然ルニ前陳之如ク本学法学部ニ於テ既ニ卒業セシ者ハ僅々之数ニシテ爾後ト雖モ猶数年之間ハ一ヶ年拾名ヲ超ユルコトハ有之間敷ト存候是他ナシ吾邦目今之有様ニ比シテハ自然学科之大ニ高尚ナルカ為メト存候然レモ是レ真誠之法学士ヲ育成スル之大学ニ候得ハ本学ニ於テハ決シテ之カ度ヲ低クス可ラサルハ勿論之義ニ有之去迎此儘ニシテ他之方法ヲ求メサルハ今日社会之需要ニ応スルコト能ハサルハ敢テ論ヲ俟サル儀ト存シ候就テハ医学部ニ倣ヒ法学部中ニモ更ニ別課ヲ設ケ簡易之学科ヲ置キ衆多之法学者ヲ育成シ以テ社会目今之急務ニ応シ候様致度ト存候ニ付テハ右建言之旨趣ヲ取捨シ左之学科課程ヲ設ケ新学年即チ本年九月ヨリ該生徒ヲ募集シ自費入学為致度此段相同候条至急仰裁可候也

但別課生徒ハ初等中学科卒業之者ニシテ且洋文(英仏独語ノ内)試業ニ合格之者若シ否ラサレハ漢文、洋文、算術之試業ニ合格之者ニ限リ入学為致且卒業之節ハ卒業証書ノミヲ授与シ学位ハ授与セサル見込ニ有之候其他ノ細則ハ本文許可之上取調更ニ可伺出候此段副陳候也

明治十六年六月廿三日

東京大学総理加藤弘之 ㊟

文部卿 福岡孝弟殿

(朱書)

書面伺之通

但別課ニ関スル他ノ細則等ハ速ニ取調可伺出事

明治十六年七月五日 ㊟

別課法学科課程

一 別課法学科之課程ヲ三週年トス但有志之者ニハ更ニ壹週年ヲ加ヘテ高等之学科ヲ修メシム之ヲ高等科ト称ス

第一年級

法学通論

民法人事編

契約法

私犯法

第二年級

民法(財産編 契約編)

刑法

治罪法

訴訟法

証拠法

商法

第三年級

民法 商法

海上法

訴訟演習

第四年級(高等科)

憲法 行政法

国際法

古代法律

法理学

(欄外注記1)

〔供閑 総理(花押) 加藤弘之
(菊池大麓) 代〕

同心得 同補助 幹事(花押) 長 (服部二三) (穂積陳重)

(欄外注記2)

〔大ノ一六三号六月廿五日受正副〕 (朱書)

〔文受第三百九十二号〕 (朱書)

〔部受第三百九十二号〕 (富塚栂)

〔教務課(花押) 川上博愛〕

〔庶務課(五十嵐恭次) 市来敏十郎〕

〔(欄外注記3) 専第三百六十号〕 (朱書)

〔文部省准允〕明治十六年分、㊟E2